

一、解雇手当ヲ左ノ如ク支拂フコト

三ヶ月以内十五日分、六ヶ月以内三十日分

一ヶ年以内五十日分、一ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎三日分

ヲ加算ス

一、病氣手当ヲ左ノ如ク支給スルコト

一週間以上病氣シタルモノニ毎日支給スル額男三十銭

女二十五銭 二十日以上ハ男女共五十銭

一、病氣中ハ半日給ヲ支給スルコト

一、工務主任ヲ退職セシムルコト

一、犠牲者ヲ出サ、ルコト

一、浴場ヲ急設スルコト

一、食料ノ値下、食券ノ改造、食堂ノ改造ヲナスコト

一、便所ヲ男女ノ別ニナスコト

一、育児所ヲ急設スルコト

一、米倉倉外三名ノ復職ヲ認可スルコト